

令和4年度第5回豊見城市総合教育会議

日 時：令和5年3月27日（月）

定例教育委員会終了後

場 所：豊見城市役所4階第1会議室

議 事：（1）平成30年（ワ）第762号損害賠償請求事件について

（2）その他

出席者：【構成員】徳元次人 市長、瀬長盛光 教育長、大城安司 教育委員、宮城伸子 教育委員、備瀬洋一 教育委員、下條満代 教育委員

【関係者】副市長、総務企画部長、教育部長、教育総務課長

発言者等	発言内容等
総務企画部長	<p>本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。教育委員会に引き続き長い時間になりますが、よろしく願いいたします。</p> <p>本日の進行をさせていただきます総務企画部長の内原といたします。よろしく願いします。</p> <p>初めに、資料の確認をします。会次第1枚がお手元に届いてございますので、ご確認をよろしく願いします。</p> <p>なお、本会議は議事録をまとめる必要がありますので、I Cレコーダーで録音をいたしますのでご了承いただきたいと思います。</p> <p>この総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第3項において、本会議は地方公共団体の長が招集し進行することになっておりますので、これより先の進行につきましては市長の徳元が行います。徳元市長よろしく願いします。</p>
市長	<p>皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、令和4年度第5回豊見城市総合教育会議にご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>また日頃から本市の教育行政に格別なるご尽力をいただき心から感謝を申し上げます。この総合教育会議の前にも定例教育会議があったと思いますが、すごい長い時間でお疲れのところだと思っておりますが、また引き続きよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思っております。議事の平成30年（ワ）第762号損害賠償請求事件についてでございます。</p> <p>教育長からご説明をお願いいたします。</p>
教育長	<p>本日は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第4項に基づいて総合教育会議の招集を求めたところ、市長において招集して</p>

	<p>いただきお礼を申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>今回は、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則に基づいて補助執行にしておりました事務のうち、平成30年（ワ）第762号損害賠償請求事件について、去る3月23日に判決申し渡しを受けておりますので、それらについて教育委員会事務局より説明させていただきたいと思っております。</p>
市長	では、事務局からの説明をお願いいたします。
教育総務課長	<p>事務局の教育部から説明をさせていただきます。事件概要でございます。平成27年10月、本市小学4年児童（以下「A」と称する。）が自死したことについて、平成30年10月12日、同児童の保護者より那覇地方裁判所に市などに対して損害賠償請求事件が提起されております。この損害賠償請求事件は、市などに対して連帯して死亡結果についての損害賠償及び児童の自死後における対応の責任について、7,833万7,720円の損害賠償を求めるものとなっており、令和5年3月23日に市は両親に対し44万円の賠償責任があるとの判決が言い渡されております。</p> <p>続きまして、原告請求と市の主張及び判決結果について説明をいたします。訴状では、Aの死亡結果についての損害賠償請求と本件事故発生後についての責任に大別されております。そして、それぞれの主張の中で判決として結果が出ております。1、Aの死亡結果についての損害賠償請求。原告請求内容として学校側において適切に対応しなかったことに対して死亡に伴う遺失利益、A本人の慰謝料、原告ら近親者の慰謝料などとして7,503万7,720円を請求されておりました。市の主張としまして、Aの死は特別損害であり、Aの学級担任らにおいて死の結果を予見できなかった以上、Aの死の損害について被告が不法行為責任を負うことはないとして主張しておりました。その結果、判決において市の主張が認められております。</p> <p>続きまして、本件事故発生後についての責任でございます。原告請求内容として、被告の不法行為により原告はAの自死に関してどのようないじめがあったか否かについての真実を知ることが一層困難となり、また風評被害に晒された結果、精神的被害により損害が発生したとして330万円を請求されております。市の主張として、原告の請求が本件事故後の被告の注意義務違反によるA両親の精神的損害に関する賠償請求であったことから、原告らが主張する本件事故後の損害について被告に落ち度がないと主張しておりました。判決においては、一部について市の責任が認められております。説明については以上となります。</p>

市長	ありがとうございました。それでは、ただいまの内容について委員の皆様、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。
下條委員	これは最終的な判決ではないんですか。
市長	まずは地方裁では最終的判決ですよ。
教育総務課長	そうです。
備瀬委員	この新聞記事によりますと、44万円の請求に対して市のほうが控訴するとあったんですけれども、併せて原告の側からも判決に対する納得がいかないということで、これも控訴ということは考えられるんでしょうか。
市長	いいですか。ご回答をお願いします。
教育総務課長	説明いたします。それぞれ原告、被告とも先週の3月23日に判決申し渡しを受けた後、14日以内に判決を受け入れるかどうかの判断をするとの説明を弁護士の方から受けておりますので、それぞれにおいて判断することになると思います。以上です。
備瀬委員	了解です。
市長	ほかにございますでしょうか。大城委員、お願いします。
大城委員	この判決を受けて、市の主張が認められたということは学校側にしてもこれまで学校がやってきた取組がそんなに悪いものじゃなかったと。でも、子どもが自死しているので全ては喜ばないんですけれども、我々は今後ともこういうことがないように取組をますます強化して、子どもたちのこういう自死がないように取組をしていかななくてはならないんじゃないのかなというのを強く感じました。
宮城委員	私からは特にありません。
市長	どうぞ、下條委員。
下條委員	今回、いじめの有無とか自死につながるいじめなどについてのことだったかなと思うんですけれども、今、大城委員からもありましたように、こうやっていじめを防止するための何かしらのアセスメント等はなされる予定になってますか。
市長	はい、お願いします。
教育総務課長	事務局として説明をいたします。今、委員の質問が市のいじめ防止に係る取組についてという理解で説明をしたいと思っております。このような事件を受けて豊見城市としまして、いろいろな取組を行っております。 まず最初に重大事態を風化させない取組を行うこと、各学校においていじめ防止委員会の取組状況を把握すること、弁護士による命の授業の実施もしております。また、併せて市いじめアンケート調査につきまし

	<p>ては、調査を年3回、学校で実施して教育委員会として把握をしております。併せて市の問題行動・不登校調査の実施もしております。併せて、事件が起こる前は年1回のQ-Uアンケート実施でしたが、年2回実施しているような形で市のいじめ防止に係る取組については行っているというところになります。以上になります。</p>
下條委員	<p>ありがとうございます。よくいじめアンケートをどこの学校もやっているんですが、あれは実際起きてからのアンケートになっていて、そういうことがあるとか、見たことがあると。実際起きてからのアンケートになるので、ぜひ予防的なアセスメント等取組を強化していただきたい。Q-Uを2回やられるということだったので、そういった取組を今後も進めていってほしいなと思います。以上です。</p>
備瀬委員	<p>先ほども会議で出ました学校運営協議会のほうが学校側と保護者、地域、その三位一体で取り組んでいくと、この地域のことも、みんなで見守って、みんなでいじめ防止しようというそういう観点からすると、この学校運営協議会というのは大きな期待、役割というのがあるんじゃないのかなと思います。本市の場合は、スクールロイヤーも配置されると聞いたので、やはり厳しい法律のほうからも子どもたちにはいじめは駄目だというような、そういう教育もできるんじゃないのかなという意味で、市内みんなが一致協力して子どもたちのために頑張られるような体制づくりというのが必要だなと感じました。以上です。</p>
市長	<p>ありがとうございます。次年度からのスクールロイヤーと今の関係性というのは何か説明できることはありますか。</p>
教育部長	<p>スクールロイヤーはいじめだけに特化したものではなくて、学校活動全般において子どもや保護者、先生方との間の困り事を専門的な分野から相談していくというふうになっておりますので、いじめもその一環という位置づけにはなっています。</p>
備瀬委員	<p>ちょっといいですか。確かにいじめだけではないんですけども、我々教員というのは教育者ですよね。教育者というのと法律の専門家、教育者ではどうしようもない場面が問題行動というか、いじめもそうだけど、あるものだから、教員だけでは十分じゃない、その中で法律の専門家が入ってくるとそういう厳しい指摘ができるということで、教員と法律の専門家が両輪でやれば防げるようなこともたくさんあるんじゃないかなという意味で、私はスクールロイヤーの配置というものは大変有意義だなというふうに考えています。</p>
下條委員	<p>ちょっと情報提供なんですけれども、アセスメントのQ-Uは学校満</p>

	足感とかを測れると思うんですけども、いじめに特化してアセスメントするツールがあるんで、ぜひそこのほうも検討して入れていただけたらいいかなと思いました。以上です。
市長	ありがとうございます。そのほか、よろしいでしょうか。
教育長	最後にちょっと。教育委員会として、先ほど定例教育委員会で確認したことですけれども、今後の対応については市長部局と協議・調整の上、適切に対応していきたいということの方針で決定しておりますので、ぜひご理解していただきたいと思います。よろしく申し上げます。
市長	ありがとうございます。それでは、市長部局と教育委員会は平成30年（ワ）第762号損害賠償請求事件については、協議・調整の上、適切に対応していくとの結論で今後の事務を執行してまいりたいと思います。 それでは、会議は以上となります。 令和4年度第5回豊見城市総合教育会議を閉会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。